

職場意識改善計画

平成22年 5月28日

取組事項	具体的な取組内容
1 実施体制の整備のための措置	
①労働時間等設定改善委員会の設置等 労使の話し合いの機会の整備	(1年度目) 労働時間、休日、休暇などについて、労使間の話し合いの場として、労働時間等設定改善委員会を設ける。また、委員の任期や委員会の運営等について、必要な事項を盛り込んだ規程を策定する。
	(2年度目) 設置した労働時間等設定改善委員会において、所定外労働時間の削減、年次有給休暇を取得しやすい環境整備、業務改善など様々な議題を扱うこととし、年4回程度を目標として定期的に開催する。
②労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任	(1年度目) 事業場内の職場意識を改善するため、労働者各人からの労働時間等に係る個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者を選任することにより、受付体制を整備する。また、労働者に対して受付体制や担当者について周知を図る。
	(2年度目) 従業員からの意見、苦情及び要望を受け付ける担当者の従業員への周知を図るとともに、申し出やすくするために専用の様式を整備する。
2 職場意識改善のための措置	
①労働者に対する職場意識改善計画の周知	(1年度目) 労働者に対して、職場意識改善計画の周知を図るため、社内報への掲載、事務所内の見やすい場所への掲示による周知等を行う。
	(2年度目) 労働者への周知として、職場意識改善計画のポイントや他の取組事例をまとめたパンフを作成し、労働者全員に配布することにより、一層の周知を図る。
②職場意識改善のための研修の実施	(1年度目) 職場意識改善の必要性や意義について、管理者等に対して周知を図るため、外部の専門家の助言なども得ながら、職場意識改善のための研修会を最低1回開催し、管理者の意識改善を図る。
	(2年度目) 前年度の研修結果を踏まえ、外部講師を招き研修会を最低1回開催(外部研修会の受講)することにより、管理職の更なる意識改善を図る。

職場意識改善計画

平成22年 5月28日

取組事項	具体的な取組内容
3 労働時間等の設定の改善のための措置	(注) ①及び②は必ず記載し、③～⑤のうち1つ以上選択してください。
①年次有給休暇の取得促進のための措置	<p>(1年度目)</p> <p>労働者が年次有給休暇をより取得できるようにするため、個人別の年次有給休暇取得状況を把握するとともに、年次有給休暇の計画的付与制度導入を検討することにより、年次有給休暇の取得を促進する体制を整備する。</p> <p>(2年度目)</p> <p>年次有給休暇の計画的付与制度に関し従業員への周知を徹底し、また、個人別の年次有給休暇取計画表を作成し、取得促進の徹底を図る。</p>
②所定外労働削減のための措置	<p>(1年度目)</p> <p>所定外労働を削減する具体的な取組としてノー残業デーを導入し、週1日は残業をしない曜日を設定する。社内報や事務所内への掲示等により、各職場に周知徹底を図る。</p> <p>(2年度目)</p> <p>所定外労働を前提とした業務体制から、これを前提としない業務体制へと改善していく。具体的には、「計画的に効率よくメリハリをつけて仕事を進めること」「安易に残業しない、させない」という意識改革を進めることに取り組む。</p>
③労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間の設定	<p>(1年度目)</p> <p>現在1年単位の変形労働時間制を採用しているが、引き続き変形労働時間制を採用すると共に、短時間労働制、フレックスタイム制、1時間の範囲で時差出勤制度など、労働者の多様な事情等に対応した新たな労働時間制度の導入を検討する。</p> <p>(2年度目)</p> <p>1年目の取組成果に基づき、短時間労働制、フレックスタイム制、1時間の範囲で時差出勤制度などを導入し、新たに導入決定したものに対しての制度整備を行うとともに継続的な見直しを図る。</p>
④労働時間等設定改善指針の2の(2)に定められた、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の付与等の措置	<p>(1年度目)</p> <p>健康の保持に努める必要がある者、子育て・介護等を行う者、自発的な職業能力の開発を図る者、地域活動・ボランティアに参加する者など、従業員に配慮した働き方について、労働者の要望等を聞きながらその方策について検討する。</p> <p>(2年度目)</p> <p>健康の保持に努める必要がある者、子育て・介護等を行う者、自発的な職業能力の開発を図る者、地域活動・ボランティアに参加する者が取得できる特別休暇(時間単位での取得も可)を導入する。</p>
⑤ワークシェアリング、在宅勤務、テレワーク等の活用による多様な就労を可能とする措置	<p>(1年度目)</p> <p>多様な就労についての要望を調査し、ワークシェアリング、在宅勤務、テレワーク等の活用による多様な就労を可能とする方策を検討する。</p> <p>(2年度目)</p> <p>1年目の調査に基づき、ワークシェアリング、在宅勤務、テレワーク等などの導入し、新たに導入決定したものに対しての制度整備を行うとともに継続的な見直しを図る。</p>
4 制度面の改善のための措置 (注) 3に記載した措置も該当する場合は再掲のこと	<p>(1年度目)</p> <p>労働時間等設定改善委員会等における年次有給休暇の取得状況の確認、制度を導入する。 年間5日以上年次有給休暇の計画的付与制度を導入する。</p>